

[外貨普通預金] 商品概要説明書

1. 商品名	外貨普通預金													
2. 販売対象	当金庫に円貨普通預金口座開設済みの、個人および法人のおお客様がご利用いただけます。													
3. 預入期間	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。													
4. 取扱通貨	米ドル(USD)、ユーロ(EUR)、オーストラリアドル(AUD)													
5. お預入れ	<p>[適用相場] 当金庫所定のTTSを適用します。</p> <p>[預入金額] 1ドル以上、1ユーロ以上、1オーストラリアドル以上</p> <p>[預入単位] 1補助通貨単位(例:米ドルの場合は1セント単位)</p> <p>※ 外貨現金、T/C(トラベラーズチェック)でのお預入れは出来ません。</p>													
6. 払戻し	<p>[適用相場] 当金庫所定のTTBを適用します。</p> <p>※ 外貨現金での払戻しはできません。</p>													
7. 利息	<p>[適用金利] 当金庫所定の金利を適用します。</p> <p>[利払方法] 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元本に組み入れます。</p>													
8. 税金	<p>利子所得は法人のおお客様は総合課税(国税15.315%)、個人のおお客様は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。</p> <p>※復興特別所得税が付加されています。</p> <p>※マル優のお取扱はできません。</p> <p>[為替差益の課税]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">法人のおお客様</td> <td>総合課税</td> </tr> <tr> <td>個人のおお客様</td> <td>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。</td> </tr> </table>		法人のおお客様	総合課税	個人のおお客様	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。								
法人のおお客様	総合課税													
個人のおお客様	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。													
9. 手数料	<p>【為替手数料】</p> <p>円を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円にする際(払戻し時)は下記の為替手数料がかかります。</p> <p>お預入れ、および払戻しの際は、この為替手数料を含んだ当金庫所定のTTSレート(お預入れ時)、TTBレート(払戻し時)をそれぞれ適用します。</p> <p><為替手数料一覧></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">通貨の種類</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">片道</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル(USD)</td> <td>1円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ(EUR)</td> <td>1円50銭</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル(AUD)</td> <td>2円</td> <td>4円</td> </tr> </tbody> </table>		通貨の種類	片道	往復	米ドル(USD)	1円	2円	ユーロ(EUR)	1円50銭	3円	オーストラリアドル(AUD)	2円	4円
通貨の種類	片道	往復												
米ドル(USD)	1円	2円												
ユーロ(EUR)	1円50銭	3円												
オーストラリアドル(AUD)	2円	4円												
10. その他重要事項	<p>【預金保険制度】</p> <p>外貨預金は預金保険の対象ではありません。</p> <p>【為替変動リスク】</p> <p>外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨普通預金お預入れ時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</p> <p>お預入れ時と払戻し時の為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、払戻し時の円換算額がお預入れ時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。</p> <p>【クーリングオフ】</p> <p>外貨預金はクーリングオフの適用はありません。</p> <p>【その他】</p> <p>この預金は通帳を発行しません。なお、お取引の入出金明細は「外貨普通預金照合表」を交付します。</p>													

11. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
12. 苦情・相談窓口	<p>[当金庫お客様相談窓口] 事務部事務企画課／電話:0120-011-755 (受付時間:平日/9:00~17:00)</p> <p>[加入協会共通の相談窓口(紛争解決措置)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国しんきん相談所 電話:03-3517-5852 (受付時間:平日/9:00~17:00) ●東京弁護士会 電話:03-3581-0031 ●第一東京弁護士会 電話:03-3595-8588 ●第二東京弁護士会 電話:03-3581-2249

《お問合せ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの当金庫店舗窓口または下記までお願いいたします。
■ 電話:03-3603-1864(亀有信用金庫/資金証券部) 受付時間:平日 9:00-17:00

【商号・住所】 亀有信用金庫 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/kameari/>)



亀有信用金庫

[外貨定期預金] 商品概要説明書

1. 商品名	外貨定期預金													
2. 販売対象	当金庫に円貨普通預金開設済みの、個人および法人のお客様がご利用いただけます。													
3. 預入期間	3ヶ月、6ヶ月、1年、5年、10年（5年、10年の取扱は米ドル(USD)のみ） 自動継続型・非自動継続型の2種類があります。													
	[自動継続型]	元利継続とし、利息を元金に加えて前回と同一期間の外貨定期預金を自動的に継続します。												
	[非自動継続型]	元利金を満期日以後に一括して払戻します。												
4. 取扱通貨	米ドル(USD)、ユーロ(EUR)、オーストラリアドル(AUD)													
5. お預入れ	[預入方法] 一括預入です。 ※ 一括預入にあたっては、当金庫の外貨普通預金または外貨定期預金からの振替か、当金庫所定の外国為替相場により円貨と交換した外貨資金となります。外貨現金による預入れはできません。													
	[適用相場] 当金庫所定のTTSを適用します。 [預入金額] 1,000ドル以上、1,000ユーロ以上、3,000オーストラリアドル以上 [預入単位] 1補助通貨単位(例:米ドルの場合は1セント単位)													
6. 払戻し	[適用相場] 当金庫所定のTTBを適用します。 ※ 払戻しにあたっては、原則税引後の外貨元利金を外貨普通預金口座に入金するか、当金庫所定の為替相場により換算した本邦通貨額を円預金口座に入金します。 ※ 外貨現金での払戻しは出来ません。													
	[適用金利] お預入れ時の金利を満期日まで適用します。 [利払方法] 満期日以後に一括して払戻します。													
8. 利息計算方法	付利単位を10通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算。 ※ 非自動継続型における満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日の同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。													
9. 税金	<p>利子所得は法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。</p> <p>※ 2013年1月1日から2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。</p> <p>※ お利息はマル優の対象外です。</p> <p>[為替差益の課税]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">法人のお客様</td> <td>総合課税</td> </tr> <tr> <td>個人のお客様</td> <td>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。</td> </tr> </table> <p>※ 詳しくは、お客様ご自身で、公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。</p>		法人のお客様	総合課税	個人のお客様	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。								
	法人のお客様	総合課税												
個人のお客様	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。													
10. 手数料	<p>【為替手数料】</p> <p>円を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円にする際(払戻し時)は下記の為替手数料がかかります。</p> <p>お預入れ、および払戻しの際は、この為替手数料を含んだ当金庫所定のTTSレート(お預入れ時)、TTBレート(払戻し時)をそれぞれ適用します。</p> <p><為替手数料一覧></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f0e0;">通貨の種類</th> <th style="background-color: #e0f0e0;">片道</th> <th style="background-color: #e0f0e0;">往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル(USD)</td> <td>1円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ(EUR)</td> <td>1円50銭</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル(AUD)</td> <td>2円</td> <td>4円</td> </tr> </tbody> </table>		通貨の種類	片道	往復	米ドル(USD)	1円	2円	ユーロ(EUR)	1円50銭	3円	オーストラリアドル(AUD)	2円	4円
	通貨の種類	片道	往復											
米ドル(USD)	1円	2円												
ユーロ(EUR)	1円50銭	3円												
オーストラリアドル(AUD)	2円	4円												

11. その他重要事項	<p>【預金保険制度】 外貨定期預金は預金保険の対象ではありません。</p> <p>【為替変動リスク】 外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨普通預金お預入れ時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</p> <p>お預入れ時と払戻し時の為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、払戻し時の円換算額がお預入れ時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。</p> <p>【クーリングオフ】 この預金はクーリングオフの適用はありません。</p> <p>【中途解約】 この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p> <p>【その他】 この預金は証書を発行します。</p>
12. 外国為替予約	<ul style="list-style-type: none"> ◇ この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するために、外国為替予約を締結することができます。 ◇ 非自動継続型の外国為替予約は、3ヶ月、6ヶ月、1年のみ締結できます。 ◇ 外国為替予約の金額は1万ドル以上、1万ユーロ以上、1万オーストラリアドル以上となります。 ◇ 一度外国為替予約取引を締結すると取消はできません。 ◇ 別途「外国為替予約取引に関する約定書」を差し入れていただきます。
13. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
14. 苦情・相談窓口	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課にお申し出ください。</p> <p>(受付時間: 平日9:00~17:00) ・事務部事務企画課 : 0120-011-755(フリーダイヤル) ・本部代表電話 : 03-3603-0181</p> <p>【紛争解決措置】 当金庫は、紛争解決のため、下記の受付窓口にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>(受付時間: 平日9:00~17:00) ・事務部事務企画課 : 0120-011-755(フリーダイヤル) ・本部代表電話 : 03-3603-0181 ・全国しんきん相談所 : 03-3517-5852</p>

《お問合せ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの当金庫店舗窓口または下記までお願いいたします。
■ 電話:03-3603-1864(亀有信用金庫/資金証券部) 受付時間:平日 9:00-17:00

【商号・住所】 亀有信用金庫 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
 ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/kameari/>)



亀有信用金庫